

加賀藩の十村・村肝煎制度の成立過程

若林喜三郎

【要約】 加賀藩の農政は慶安・明暦期の改作法の施行によつて確立され、爾後はその整備・発展、ないし修正として理解される。郷村支配の形態として特色のある十村・村肝煎制度のごときも、もちろん改作法施行の一前提として完成されたとみてよいであろう。この十村・村肝煎の成立期は、およそ次の三つに分けられる。(1)天正九―慶長九（扶持百姓を掌握することによつて、郷・組を支配した時代から、十村肝煎と十村組の設定まで）、(2)慶長九―元和六（初期扶持百姓の整理、十村と村肝煎との分化）、(3)寛永―慶安・明暦（改作法の準備期、十村制度の整備と強化）。本稿では、前田利家の能登入部以来元和假武に至るまで約三五年間、右の区分では(1)と(2)についてみようとするのであるが、二代利長から三代利常と引継がれる戦乱の時節にあつて、切実な、現実的な、ときには性急でさえある領主の要求に対し、領民たちはそれをいかに受取り、いかにこたえたか、ということが主題となる。そこで、領民の中からえらばれ扶持を与えられた郷村の長百姓たちに賦課された任務、その遂行のために生ずる給人・代官ら、及び一般農民層との対立関係を検討する。さらに、諸般の条件の中で、小農民の自立へのうごきを中心に、発展を続ける村の現実に立脚して、これを十村・村肝煎制度の体系に統合して行く過程をみようというのである。

はじめに

た^①。

加賀藩の地方支配には、十村と称する特異な大庄屋制度があり、近年藩制成立期の諸問題が再検討されるという機運の中で、内外の研究者たちの注目をあびるところとなつ

た。およそ加賀藩の農政や農業の歴史に関する限り、何らかの程度において十村にふれざるを得ないのであるから、十村への関心は早くからあらわれており、農政史研究の先達小田吉之丈氏も、その名著『加賀藩農政史考』には十村の

ために多くの頁が割かれているのみならず、「口郡十村土筆」その他をもつて、十村関係史料をきわめて豊富に提示しておられる。最近富山県入善の米沢元健氏が、十村家の子孫たることもあつて、自家所蔵の古文書を中心として、『加賀藩の十村制度』を刊行された。十村研究の手引書として好著である。このような先人の業績を継承して、十村制度の生成発展を、近世史上に正しく位置付けることが、研究者にのこされた現在の課題であると考ええる。

筆者も、かつて「文政二年十村断獄始末」なる小論によつて、中期以後の十村の変質過程を概観したことがある。^②十村の成立に関する考究は、当時から意図したところであつたが、近年十村のみならず、村肝煎の成立に関しても筆者なりに一応の構想をもつ必要に迫られている。十村に關してもそうであるが、肝煎についてはなおさら史料は得難いし、しかも極初期には両者は切離し難い関係にあつて考察を困難にするのである。現段階では当然未熟な論考に過ぎないのであるが、本稿をもつてあえてその一端を公表するのは、ひろく同学の批判を仰ぐとともに、多少の参考ともならばとねがうからである。

十村、村肝煎の区別も、史料の上でははつきりつかめな
い加賀藩創立の当初から、この両者が制度上で明確に分化
する元和年間までに時代を限り、その主題は、

(1) 領主が戦陣匆忙の間に領内郷村に何を要求し、初期
十村、村肝煎に何を望んだか。

(2) 領民はこれに對しいかなる反応を示し、初期十村、
村肝煎は、領主、領民の間に介在していかに処して行
つたか。

(3) 諸般の情勢変化に基き、領主は十村、村肝煎制度を
いかにつくりあげて行つたか。

の三点に求めたいと思う。

① 顕著なものは、見玉幸多氏を代表者とする近世村落自治研究会で、全国的に大庄屋の史料調査が重点的に行われるうちに、加賀藩の十村制度もとりあげられ、昭和三十一、三十二年の両度にわたつて調査が行われ、その成果が期待されている。また金沢のアメリカ文化センターの館長ロバート・フラーシユム氏も在任期間のほとんどを十村研究にうちこみ、氏の骨折で、石川県河北郡押水町喜多一二郎家の所蔵文書のマイクロフィルムが多数ベンシルヴァニア大学へ送られた。

② 『歴史評論』四一号。

③ 右の近世村落自治研究会の「十村研究」において課せられた

のは十村の下部組織たる村の自治に関する調査研究である。また、昭和三十三年よりはじめられた、伊東多三郎氏を中心とする藩政史研究会の「藩制成立史の総合的研究」では、「藩の地方支配機構」が課題として与えられている。本稿は、それらにこたえるための一つの素描でもあるわけである。

一 前田利家の戦歴と能登統治

前田利家が引越大名として能登に入部したのは天正九年であつた。翌十年六月、織田信長の横死から豊臣秀吉がこれに代つて統一事業を完成するにあつて利家はこれに臣事した。さらに、慶長三年の秀吉の死について同四年に利家も死したため、その長子利長が継承したが、同五年の関ガ原合戦には徳川方としての旗色をあきらかにし、大坂陣にはその第三代利常が参戦して戦功をあげ、一二〇万石の大領主として、譜代・外様を通じて最大の雄藩を構成することとなつたのである。

戦争遂行上、目前の政治的、経済的な要求を充たすために、領民を掌握し、生産増加と領内治安の維持をはかることは、各大名共通の課題であつたが、前田家のような引越大名の場合には、その実現の困難さはより大きかつた筈で、

それだけに郷村の中核たる村役人への期待も大きかつたわけである。利長・利常の施策は後節でふれることとして、まず利家一代の戦歴と領国統治について、年譜的にみておこうと思う。

天正八年、信長と石山本願寺との和議成立し、孤立化した加賀の一向一揆もあらまし平定されたが、能登では畠山氏の遺臣長連龍が織田軍を背景として、主家及び父祖の仇敵温井景隆らを敗り、同年九月鹿島半郡（鹿島郡の西南部、約三万石）を宛行された。当時北庄（福井）には柴田勝家、尾山（金沢）には佐久間盛政がおかれ、北越の上杉景勝及び一揆の残党に対する重鎮たり、能登に対してはあらたに天正九年三月、菅尾長頼を七尾に、前田利家を菅原に、福富行清を富木（富米）に配した。ついで同年八月能登四郡は利家に宛行され、連龍がその与力となつてより能登の大勢は定まり、すなわち利家は旧領越前府中より七尾城にうつり、能登経営が開始されたのである。

はじめ、利家は羽咋郡の飯山の西方大恵寺なる寺屋敷を見立ててここに住せんとしたが、井水が乏しかつたため菅原に移つたと伝えられている。菅原は旧北野天神社領菅原

莊の首邑で、天満宮が勧請されていた。「能登名跡志」には、「利家公御合戦の御勝利を此神社へ祈り給ふに靈驗ありしより、社頭御建立あり、御社領も御寄附あり、菅原の姓の始りは、此所より起れると云説も有、いかが」と、前田氏の菅原姓を称することに興味深い疑問を投げかけている。たしかに、天正十年八月二十日、菅原天神社に五〇俵を寄進し、社僧に四〇俵を与えているのであるが（史料一、一六三頁）、それに先立つて同月五日に同村の長百姓行長ながひさに一五俵を扶持しているのが（史料一、一六二頁）、目下のところ、長百姓への扶持に関する最初の記録として注意せられる。

現存史料では、入部以来郷村への最初の指令は、九年九月八日の鳳至郡道下村百姓にあてた逐電百姓の召還に関するもので（史料一、一一〇頁）、それについては、同年十月九日の珠洲郡正院村百姓にあてた代官らの非分に対する訴訟勧奨となつている（史料一、一一六頁）。道下村は奥能登の西北地域、正院村は東南地域の要地にある。その地域に至るまで早くも利家の威令が届いていたわけで、その目的のために代官以下が派遣されていたことが知られる。

翌天正十年正月から、府中（現七尾市市街部）に新城郭の構築をはじめ、そのため鳳至郡中居の鑄物師に鑄物の指出しを命じているが（史料一、一一六頁）、やがて上杉征伐のために、柴田・佐久間・佐々らとともに越中に出陣、富山城・魚津城などを攻略した。その間に上杉の水軍が奥能登に侵入するという情報が入つたので、利家は奥郡（鳳至・珠洲二郡を奥郡、羽咋・鹿島二郡を口郡という）の百姓中において防戦を命じ、留守居の将真柄助三郎らに戒嚴を令した（史料一、一二二頁）。結局黒滝長（長家の庶流で、越後黒滝に移り、上杉家の麾下にあつたもの）景連が鳳至郡棚木城を占拠し、利家の命を奉じて魚津からかえつた長連龍によつて討伐された。後述する十村の由緒書上類に記すところの、黒滝長への防戦は、このときの働きをのべているのである。

しかるに十年六月、本能寺における信長横死の報によつて諸将も軍をかえしたが、上杉方に通ずる温井・三宅らが石動山天平寺の衆徒と結んで荒山城により七尾をうかがつたので、利家はこれを攻略し、天平寺を焼いた。前述菅原村の行長をはじめとし、各地の長百姓に扶持を与え、菅原天神はじめ羽咋郡滝谷の妙成寺、氣多神社など有力な社寺

に、しきりに寄進をしたのは、この年の八月から十月にかけてであつた。これらの扶持・寄進が、郷村支配確立の効果をねらつたものであることはいうまでもあるまい。また、この頃利家が領内の巡見を行つたという説もあり、本年から翌十一年にかけて、検地を行つたらしく、検地帳が各地に残つてゐる。

次に天正十一年四月には、柴田・佐久間を破つた豊臣秀吉を金沢に迎え、石川・河北二郡を加増されて加賀進出の足がかりを得た。すなわち、利家は金沢に移つてここを本拠とすることとなつたのであるが、越中の佐々成政と好かず、七尾城や穴水城の管轄につとめてこれにそなえた。やがて、翌天正十二年末森合戦にて成政に対して優位を占め、十三年九月に至つて成政が肥前に転じたあと利家は越中三郡を得て、その領域は三州にまたがることとなつたのである。

越えて天正十八年の小田原陣には、利家・利長父子も参戦、その平定後、石田三成・浅野長政らとともに奥州五四郡の検地に従事した。すでに天正十六年には、羽咋郡その他で刀狩を行つた記録があり（史料一、三七六頁）、地方支配

もおいおい緒について来たと思われるのであるが、小田原陣終了後間もなく文禄・慶長の役となり、利家は席あたたまる間もなく秀吉にしたがつて肥前名護屋におもむき征明都督の要職についた。このたびは海を隔てての外征であり、利家自身も「今度程のせんどは、後さき又とあるまじくゆ程に」などと非常な決意をかたりながら（史料一、四六〇頁）、留守居の奉行らを駆つて領内の治安と生産、さらに糧食や軍需資材の輸送の円滑をはからせてゐる。

すでに征明戦にそなえて敦賀の高島屋伝右衛門に領内産米の売却を命じ、さらにその九州輸送を委ねてゐるが（史料一、四二六、四三八頁）、戦時処置を契機として、産米市場の統一的掌握の道をひらいたものであつた。やがて文禄二年、第二軍の司令官として渡海の準備を急いだのであるが、その実現をみないうちに停戦となり、慶長の再征には、利家も利長も軍事行動をおこすことなく、同三年秀吉の死により終戦をむかえたのである。

天正十一年に利家が金沢へ移つてからは、その兄にあたる前田五郎兵衛安勝が七尾城代に任ぜられ、文禄二年から利長の弟前田利政が代つた。なお、七尾町奉行には三輪藤

兵衛吉宗が任ぜられ、大井久兵衛直泰らとともに能登の統治にあたつていたのである。

① 本稿には『加賀藩史料』を引用することが多いので、以下これを単に「史料」と注する。

② 羽咋郡菅原村は、承久三年の「能登国田数目録」にあらわれる菅原荘の主邑であるが、伝えによれば天徳四年この地の住人国武・左官兼管が北野天神を勧請したとある。行長は国武の子孫で、国田氏を姓とし代々行長と称した。なお、この地は利家の最初の拠点であったが、後に収納蔵が設置され、行長はじめ土橋村新兵衛・中川村太郎右衛門らの扶持百姓がその管理と蔵米搬出の馳走を命ぜられている（能登志徴上編）。同地が当時の要地であつたことが知られる。

二 検地帳にあらわれた初期村落と村役人

最初に、検地帳にあらわれた初期の村落構造と村役人についてみておこう。

加賀藩に關しては、一般に慶安・明暦期の改作法以前の記録が乏しく、検地帳などもほとんど残されていないので、藩政初期に關する研究はいちじるしく困難を感ずるのである。小田吉之丈氏の『加賀藩農政史考』には最古のものであると思われる天正十年三月二十五日の鹿島郡国分村の検地帳が

紹介されているが、一部を抄出したものであるため、検地の方式を知る以外には充分に役立て得ない。そこで、天正期のものとしては、同年八月八日の羽咋郡福野村の水帳と、同二十年十月一日の長家領鹿島郡能登部上村の水帳とが、さいわい全文を通覧し得るものであるから、この二冊をもつて考察を進める。

天正十年は、利家の能登入部の翌年で、同年から翌十一年にかけて領内各地の検地を実施したようである（史考二一八一—二三頁）。福野村の水帳はその記録の一つであろうが、それを二十年の上村水帳とを比較すると、記載の方式にはいちじるしい相違がみられるが、さしあたり当時の村落構造を知るためには貴重な史料である。まず、この二冊を整理して両村の百姓持高を表示してみると、次のような事が注意される。

(1) 田畑の高請人は、前者ではほとんどが一町以上で、無高層との落差が大きいのに対し、後者ではかなり小高の所持者が増加しており、また上層にもずばぬけた高持は居らず、落差が少い。

(2) 次に、かなりの高持をふくめて屋敷高を所持しない

第1表 羽咋郡福野村百姓持高表

(天正10年)

| 百姓名 | 田方 | | 畑方 | | 屋敷方 |
|------|-------|----|-------|-----|------|
| | 町 | 畝 | 畝 | 歩 | |
| 助大 | 12.29 | 10 | 50.10 | 80 | 歩 |
| 大左衛門 | 6.29 | 20 | 21.05 | 100 | |
| 善興 | 5.65 | 0 | — | — | |
| 藤左衛門 | 5.10 | 0 | 24.0 | 40 | |
| 南介 | 3.85 | 0 | 19.20 | 70 | |
| 幸心 | 3.20 | 0 | 16.20 | 120 | |
| 高左衛門 | 3.00 | 0 | — | — | |
| 木の | 2.29 | 20 | 6.20 | — | |
| 四分 | 2.47 | 20 | 20.10 | 80 | |
| 北一介 | 2.43 | 10 | — | 80 | |
| こうや | 1.95 | 0 | — | — | |
| 九郎三郎 | 1.54 | 20 | 17.0 | 150 | 明屋敷共 |
| 幡磨 | 1.50 | 0 | — | — | |
| 新二郎 | 1.10 | 0 | 15.10 | 90 | 二カ所 |
| 福新九郎 | 1.20 | 0 | — | — | |
| 福新九郎 | 1.00 | 0 | — | — | |
| 福井 | 1.00 | 0 | — | — | |
| 助九郎 | 0.90 | 0 | — | — | |
| 孫七郎 | — | — | 17.0 | — | |
| 福泉坊 | — | — | 5.10 | 70 | |
| 福左衛門 | — | — | 0.20 | 40 | |
| 福左衛門 | — | — | 0.20 | — | |

屋敷方のみ所持者

| | | | | | | | | |
|-------|----|---|------|----|---|------|----|----|
| 藤二郎 | 60 | 歩 | 駒 | 40 | 歩 | 鍛 | 冶 | 30 |
| 左衛門九郎 | 60 | 歩 | 新左衛門 | 30 | 歩 | 九郎三郎 | 伊賀 | 30 |
| 清四郎 | 50 | 歩 | 宗二郎 | 30 | 歩 | 九庵 | 室 | 20 |
| 三郎二郎 | 40 | 歩 | 新五郎 | 30 | 歩 | 伊賀 | 賀 | 20 |

第2表 鹿島郡能登部上村百姓持高表

(天正20年)

| 百姓名 | 田方 | | 畑方 | | 屋敷方 |
|-------|------|----|-------|-----|-----|
| | 町 | 畝 | 畝 | 歩 | |
| 市柴 | 3.77 | 25 | 62.10 | 100 | 歩 |
| 藤内 | 3.04 | 15 | 39.18 | — | |
| 左近 | 2.91 | 01 | 54.04 | 100 | |
| 榎正 | 2.52 | 24 | 40.16 | 100 | |
| 室名 | 2.49 | 01 | 63.16 | 100 | |
| 惣蔵 | 1.76 | 27 | 71.16 | — | |
| 宗太郎 | 1.51 | 29 | 17.12 | — | |
| 太郎左衛門 | 1.32 | 08 | 16.29 | 20 | |
| 平内 | 1.16 | 25 | 27.13 | 100 | |
| 兵衛 | 1.04 | 11 | 26.15 | — | |
| 孫九郎 | 0.76 | 04 | 5.06 | 25 | |
| 伊賀 | 0.74 | 06 | 17.15 | 100 | |
| 新屋 | 0.70 | 29 | 12.27 | 25 | |
| 宮の代 | 0.56 | 19 | — | — | |
| 左近太郎 | 0.54 | 06 | 11.27 | — | |
| 又五郎 | 0.52 | 17 | 6.18 | — | |
| 彦三 | 0.35 | 24 | 6.24 | 38 | |
| 道場 | 0.30 | 10 | 26.15 | 27 | |
| 彦二郎 | — | — | 26.29 | 23 | |
| 永兵衛 | — | — | 11.15 | — | |

屋敷方のみ所持者

| | | | | | | | |
|-----|----|---|------|----|---|------|---|
| 兵次郎 | 30 | 歩 | 右近太郎 | 15 | 歩 | いのくち | 9 |
| 源二郎 | 20 | 歩 | 藤右衛門 | 14 | 歩 | 蔵福坊 | 9 |
| 番頭 | 20 | 歩 | 四郎二郎 | 12 | 歩 | | |
| 藤二郎 | 15 | 歩 | 弥三郎 | 12 | 歩 | | |

ものが散見する。前者の場合のごとく畑方をも所持しないので、他村からの懸作かとも思われ、後者の場合はほとんど畑をも併有しているのが相違点であるが、ここにも藤内・惣蔵・宗太郎などかなりな高持が無屋敷であることか、必ずしも半独立の隸属農だともいはいきれないと思う。この点、いまは比較検討すべき史料がないので、

他日の再考にまわりたい。

(8) 両者とも畑方のみ、ないし屋敷方のみ所持する零細農がかなり多数みられるが、これは三六年後の寛永五年の「半郡人別帳」①に多く出てくる地之者・家持下人の類ではないかと思われる。これらの屋敷高のほとんどが、高請人の屋敷高の標準以下であることも、それを物語るものであろう。

これを要約すれば、両村とも土豪的隸農主をその構成の主体とし、能登部上村の場合は家族労働に依存する手作地主、つまり封建的小農がかなり分出されていたとみられる。この帳冊では、後世の村肝煎にあたる村役人が何者であるか、その記載はないが、福野村では持高抜群の助大夫がそれであろうし、能登部上村では各丁毎に市楽の割印が施してあることから、市楽がそれであることはほぼ想像できる。助大夫家（現雄谷家）の遠祖は撰津の住人で、はじめ吉弥侯部を姓としたと伝えられ、近世初期には福野村に蛭居する地侍的豪農であつたらしい。扶持の記録はないが、元和頃には十村肝煎をつとめており、伝承によればいつの頃にか検地に反対したため、十村役を召上げられて処罰された

という。以後十村には任ぜられず、福野村肝煎は代々つとめていたようであるが、福野潟の開墾の中核となり、「おやさま」の家号によつて知られるごとく、近郷きつての豪農として栄えた。それに対して市楽は能登部上村の能登比古神社に付随して同村に居住していたが、中頃加州能美郡の今井兼平の家臣となり、富樫氏に隨身し、その滅亡後帰村したと伝える。寛永頃には上村の肝煎として記録にあらわれ（史考、一〇七頁）、寛文七年浦野事件に連累して投獄されて牢死した上野のあとをうけて十村に任ぜられている（史考、三八頁）。沢井氏を姓とするが、現在は絶家している。

両家はともに初期村役人の家柄であるが、豪農としての存在形態については、市楽の場合寛永五年の「半郡人別帳」によつて類推することができる。寛永期の市楽家は持高四八石となつているが、この人別帳は本来棟役銀と馬役銀とをとりたてるための原簿で、持高の記載はあまり正確ではないという欠点があるし、このほかに隠田高がかなりあると考えられるから、市楽の実高はもつと多かつたと思われる。この労働力として馬三匹、地之者一間、家持下人四間をようしているが、当時の十村上野や能登部下村の肝煎永

屋などは、いずれもこうした家父長的隸農主であつた。助大夫についてはよるべき史料はないが、この種の豪農であつたことは容易に理解できるところである。とくに注意を要するのは、右の下村の肝煎永屋が、長家の在地給人の領袖格宇留地平八と親交あり、その子を平八の名付子として平右衛門と名乗らせたとあることで、これは特例としても、給人・代官などと特殊な隸屬關係をもち得る階層であつたといふことは想像できる。

このような長百姓をまず掌握すること、これが戦乱期における引越大名が、地方支配の体制をすみやかに確立するためにえらんだ最初の道であつた筈である。

① 石川県高浜町福野、雄谷助市氏所蔵。

若林「雄谷家とその所蔵文書」(『石川県羽咋郡旧福野湯周辺総合調査報告書』所載)。

② 石川県鹿西町、清水一布氏所蔵。

美濃晃順氏「天正二十年能登郡上村水帳付解説」。

③ 本稿には『加賀藩農政史考』を引用することが多いので、以下これを単に「史考」と注する。

④ 石川県鹿西町、戸部功氏所蔵。

美濃晃順氏「寛永五年正月上野組調製、鹿島半郡人別帳付解説」。

⑤ 浦野事件については、『石川県鹿島郡誌』や『石川県史』第貳編にくわしいが、長家の在地給人浦野一派の隠田疑獄事件で、檢地忌避運動に参加した十村の上野・道閑・池島・次郎兵衛・太左衛門と肝煎永屋らも投獄処刑された(上野は平死)。初期百姓一揆としてその意義は大きい。

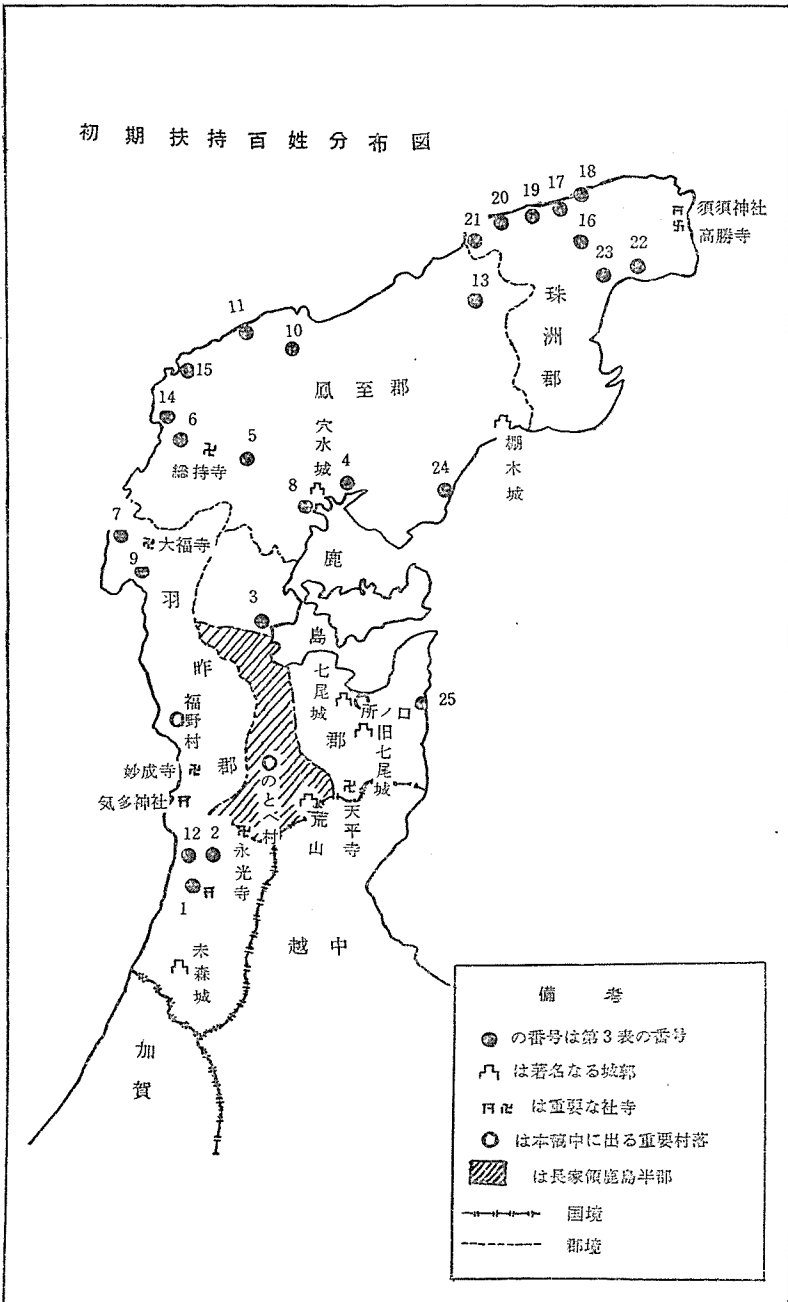
⑥ 若林「加賀藩隠田考」(『説史会五十年記念論文集』所載)。
⑦ 「長之御家万覚書」(金沢市立図書館所蔵)。

三 初期扶持百姓と郷・組

檢地帳から天正期における初期村落と村役人について、一応の考察を加えたのであるが、さらに当時扶持をうけた各地の長百姓に注目せねばならぬ。それについて、まず貞享二年の十村由緒書上を集録した「加越能里正由緒記」の記載を基とし、その他の史料をもつて補つて得た二五家について、その扶持の年月日、所在、扶持高などを表示し(第三表)、その分布を図示してみよう。

能登四郡の要所要所に分布していることがわかるが、もちろん貞享以前に扶持を召上げられ、あるいは絶家して名を残さぬ場合もあつたのであるから、これがすべてではない。

多くの十村家の由緒書上類は、直接前田家より扶持を受



第3表 天正期扶持百姓一覽

| 分布 番号 | 扶持年月日 | 所 在 | 名 前 | 扶持高 | 元和2年 扶持高 |
|----------|-------------|-------|---------|-------|--------------|
| 1 | 天正 10. 8. 5 | 羽・菅原村 | 行 長 | 15俵 | 15俵 |
| 2 | " 8.15 | " 中川村 | 太郎右衛門 | 15 " | 15 " |
| 3 | " 9. 1 | 鹿・熊木村 | 与 一 | 10 " | 15石 |
| 4 | " 10.10 | 鳳・中井村 | 三 右 衛 門 | 20 " | 15俵 |
| 5 | " " | " 荒屋村 | 三郎左衛門 | 15 " | 15 " |
| 6 | " " | " 道下村 | 三郎左衛門 | 15 " | 15 " |
| 7 | " " | " 小山村 | 高 右 近 | 10 " | 10 " |
| 8 | " " | " 川島村 | 七 郎 兵 衛 | 10 " | 10 " |
| 9 | " 10.11 | 羽・相神村 | 弥 五 郎 | 140 " | 30 " |
| 10 | " 10.16 | 鳳・長井村 | 番 頭 | 10 " | 10 " |
| 11 | " 10. | " 大沢村 | 内 記 | 15 " | 15 " |
| 12 | " " | 羽・土橋村 | 新 兵 衛 | 30 " | 15石 |
| 13 | " " | 鳳・粟藏村 | 彦 丞 | 50 " | 30俵 (元和6) |
| 14 | " " | " 鹿磯村 | 藤 右 衛 門 | 10 " | 10 " |
| 15 | " " | " 皆月村 | 彦 | 10 " | 10 " |
| 16 | " " | 珠・若山村 | 延 武 | 25 " | 15 " |
| 17 | " " | " 大谷村 | 頼 兼 | 20 " | 10石 |
| 18 | " " | " 馬糺村 | 常 俊 | 10 " | 0 |
| 19 | " " | " 長橋村 | 末 光 | 10 " | 0 |
| 20 | " " | " 仁江村 | 友 貞 | 20 " | 7.5石 |
| 21 | " " | " 真浦村 | 孫 右 衛 門 | 10 " | 0 |
| 22 | " " | " 狩野村 | 恒 方 | 15 " | 15俵 |
| 23 | 天正 11.11.22 | " 上戸村 | 真 頼 | 10 " | 10 " |
| 24 | " 12. | 鳳・諸橋村 | 次 郎 兵 衛 | 20 " | 20 " |
| 25 | " " | 鹿・庵 村 | 高 橋 | 15 " | ? |

- (注) 1. 羽は羽咋郡、鹿は鹿島郡、鳳は鳳至郡、珠は珠洲郡を示す。
 2. 相神村弥五郎の扶持はその戦死後弟の弥六へ譲られ80俵となったものが、元和2年にはさらに30俵に減らされたのである。
 3. 大谷村の頼兼の扶持は天正10年に与えられ、11年の検地で確認されたものと思われる。以下西海郷の4家も同年代のものとして扱った。

けるか、十村に任命される以前の事項は省略しているので、すべての家の出自について知ることは困難であり、またたとい知り得ても真偽のせんさくは困難である。ただ表中の長井村の番頭（坂東とも称する）のごとく、荘園制下の職名を名前としたものは注意すべきで、この表以外にも、鳳至郡小伊勢村にも番頭があり、珠洲郡高尾・笹波・折戸の各村には刀禰と称する百姓がいた。

いずれも名主層の流れを汲む旧族で、荘園時代から村役人級の豪農であつた。

そうした意味では、珠洲郡西海郷の場合には、何々名・名頭なまがしらなどの名称や、名を中心とする集落の共同体的遺制を今日に至るまで伝承しており、その考察には多大の便誼を得るのである。^①いま、天正十一年の検地の際に認められた扶持百姓と、現今にまで伝えられる名数を表示すれば次のごとくである。

| 村名 | 扶持百姓 | 扶持高 | 名数 |
|---|------|-----|-----|
| 大谷村 | 頼 兼 | 二〇俵 | 十二名 |
| 馬 <small>うま</small> 撰 <small>せん</small> 村 | 常 俊 | 一〇〃 | 七名 |
| 長橋村 | 末 光 | 一〇〃 | 三名半 |
| 仁江村 | 友 貞 | 二〇〃 | 九名 |
| （後、片岩・清水二村を分出） | | | |
| 真浦村 | 孫右衛門 | 一〇〃 | 不明 |

これらの扶持百姓が、当時村内随一の有力者であつたこととはいうまでもなく、名頭なまがしらという称呼が当時すでにあつたとすれば、正しくそれに該当するものであつたに違いない。名とは、被官・下人・地の者などを隸属せしめる家父長的隸業主しやくぬし初期本百姓で、村は彼等を主体として構成され、

名頭は何らかのかたちで其を統轄していたものであろう。そして、利家は天正十年に村々の名頭に扶持を与えてこれを掌握したのである。

次に富来郷の場合をみよう。相神村弥六の由緒書上に「能州一国の内に而口をも聞、物頭をも仕ひ者」「とぎ七ヶ之前々より物頭をも仕ひに付て」などと誇称する物頭とは何ものであろうか（史料一、一七五頁）。この文意では、利家が物頭に命じたのではなく、この呼称はそれ以前からの地域的な統轄者をさしたものと感ぜられる。さらに、「富来七ヶ」とは何をさすのであろうか。通常七ヶとは七ヶ村の意であるが、その村名は不明である。この書上の中に、「富来七ヶ之内に、大福寺と申所に云々」とあつて、七ヶとは七ヶ村の意とも受取れるが、末尾に、

大納言様御代之刻、七ヶ御公儀事御座いへば、私家に而百姓中寄合をいたし、諸事を相つとめ来り申い、然共近年三ヶ国共に十村頭相立申いに付て、富来七ヶにも肝煎七人罷在申い、右之内四人たいてん仕いに付て、別に十村頭も無御座い、其上前々よりのすじめに間、右四人のあと私に策配申いに様にと、何れも与中のものども申いに付て、先一日くんと存奉、はや数年仕来り申い御事、

とあるところよりすれば、この七ヶとはそれぞれ十村の所在する地域で、郷程度のものであると考えられる。この書上は寛永十一年のものであるが、当時の肝煎は必ずしも村肝煎をさすとは限らず、十村肝煎をいう場合も多いし、ひつきようこれは十村の大組化の過程を語っているものではあるまいかと考える。弥六の兄の弥五郎が一四〇俵の扶持をもつて利家に召抱えられる程の家柄であつてみれば、七カ郷の物頭であつても不思議はないと思われるが、西海郷の場合とは異り、ここでは弥六に大量の扶持を与えて、広地域を宰領させている点に注意を要する。

さらに、ここにいう与よについては、他にも徴証がある。

林文右衛門分の百姓無之由、あら屋くみの百姓中わり合可開い、若荒い共、組中の百姓にかゝり可收納い、為其申遣い也

天正十六 二月廿三日 (利家) 印

あらや本郷 三郎左衛門所へ

林文右衛門は給人であろう。その知行地の開墾を、無百姓なるが故にあらや組の惣百姓の連帯責任としたもので、その主管者は扶持百姓三郎左衛門であるというのである(史料一、三六九頁)。すなわち組とは、単なる村の集合体で

はなく、三郎左衛門のごとき由緒ある長百姓を中核とした一つの共同体として把握された単位なのである。このあら屋くみは、おそらく天正十九年の前田安勝の書状にみえる本郷くみのことであろう(史一、四二四頁)。これは逃散百姓防止のため、鳳至郡各組の在々百姓中であつて発したもので、このほか浦上くみ・内保くみ・和田村組などの組名がみえる。この書状には各組の長百姓や連帯責任めいた文言はみえないが、これらの組はおそらく上述のごとき性格を有したものであらうと思う。

初期扶持百姓が、十村制度の成立過程に御扶持人十村に任用された事例を、もつとも明快に記したものに「粟蔵代々之覚書」^⑤がある。右によれば、鳳至郡粟蔵村彦丞は、天正十年より慶長八年まで下町野郷一九カ村の郷肝煎をつとめ、同九年より御扶持人十村という名目となつた、とある。この覚書は延享以後のもので、職名のごときは信をおき難いが、この過程は信じてよいと思われる。「能登志徴」下編に、粟蔵彦左衛門所蔵の利家の印物をのせているが(同書二六二頁)、それによると、

下町野粟蔵組合八百五十六俵八升一合、但去年分皆済所如件、

天正十年八月十六日、御印、粟藏組合百姓中

とある。皆済状のうちでは最古のものに属するが、この「粟藏組合」とは、おそらく右の下町野一九カ村をさしたものとと思われる。すなわち、下町野郷一九カ村は、一つの組としてそのまま掌握され、彦丞はその組の宰領者として認められていたのであろう。

諸橋村の次郎兵衛の諸橋六郷における存在も、扶持百姓と郷との関係をよく示している。天正八年六月、温井景隆らが諸橋六郷に総百姓の普請夫役を徴した際、次郎兵衛に馳走を命じ、約するに千疋の永代扶持をもつてしている。

諸橋六郷衆の筆頭次郎兵衛尉の家柄が利用されたのであり、天正十一年利家が二〇俵の扶持を与えたのも、この前例にしたがつたものであるとみられる。

また、前掲天正十年の福野村検地帳には「土田庄福野村」とあり、ここでは庄が区画の単位として用いられている。これらの郷や庄と呼ばれる地域が、あら屋組のような機能をもつていたかどうかは不明である。元来郷・庄・組と名称の異なるのは、中世末期の区画をそのまま慣用したからであつて、その不統一はまた地域の大小や構造の不均齊

を意味すると思われるが、利家は一先ずそれらをそのまま掌握して行つたのである。そして、それらに漸次新しい大名領地の一区画としての性格を与え、そのすべてを組に統一する過程が、また十村制度の成立過程であつたのであろう。

① 金沢大学教育学部歴史研究室所蔵写本。本稿において、十村由緒書上類を引用する場合は、特にことわつたものの他はすべてこれによつた。

② 文応二年の「能登之諸橋六郷目録之事」によると、地頭給、守護給のほか、公文給・刀禰給・番頭給などの給分が見える。これらが在地土豪として近世まで残り、その職名を名とした事例はさらに多かつたと思われる（『加能古文書』五六頁以下）。

③ 和島俊二氏「近世村落の成立―能登西海郷の場合―」（『北陸史学』第四号）。

④ 「富米弥六書上」によると、天正十年利家は相神村の藤右衛門の長男弥五郎を一四〇石の扶持で召出し上島の姓を与えたが、柳瀬合戦で戦死したので、次男の弥六を後継者に召出そうとしたが、藤右衛門は相続人がいないという理由でそれをことわつて許され、弥六には八〇俵の扶持が与えられていたのである（史料一、一七五頁）。

⑤ 「粟倉文書」所載（金沢市立図書館所蔵）。

四 扶持百姓の周辺

これらの扶持百姓が、任務遂行にあたつてもつとも接触の多かつたのは、上は代官・給人及びその下代などであり、下にはもちろん地下惣百姓があつた。ここで、これら周辺との対立関係について、考察を加えておく。

(1) 代官らの非分

利家の能登入部後、最初の布令として次のごときものがある(史料一、一一三頁)。

当國一職に被仰付い間、為御礼罷上い、然者代官其外誰々にても、非分之義於申懸は、百姓罷出訴訟可申者也

十月九日

利家印

正院百姓中

正院とはまぎれもなく珠洲郡内浦の首邑で、この奥地にまで早くも利家の威令の及んだことを知らせる史料として重視され、中村吉治氏も「初期加賀藩の田租に就いて」なる論文において、「その一円の関係のほかは何ものとも雖も横合から非分は申かけ得ない。申かけること自体が既に非分なのである」と解釈しておられる^③。しかし、この「代官其他誰々」というのは、「横合から」のものではなく、利

家に直屬する代官・給人・下代の類ではあるまいか。それ故にこそ、百姓直々の訴訟に意味があるのではないかと思われる。

代官は租税収納を専任するものであるから、その勤務の精否は藩の収入の上にも、農民馴撫のためにもかかわるところが大きいので、その非分は機会ある毎に戒しめられているのである。その非行はその下代や触使ふれつかの類にまで及んだもので、しばしば農民の苦情の原因となつた。天正十一年七月、利家は珠洲郡直郷あたの百姓中に、触使らのまかない銭やあしな代などの要求を退けることを命じているのは(史料一、二〇二頁)、その一例であろう。

同年十一月、直郷の損免の訴えによつて、横地小平二・窪田与七郎の二代官が派遣されたが、その賄料としては直郷の売米の中から一斗だけ供出せよ、その他は絶対出してはならぬ。ただし、年貢無沙汰の所へは代官その他の催促人を詰めさせて置くから、その賄料は格別であるといつてゐる^③。「代官并誰にても如何様之儀申い共、無印判ニ付てハ不可承引い」「若かくしゆて出しゆ者、後々聞出ゆ者、百姓の可為曲事い」などというのが、こうした場合の定り

文句であるが、代官の圧力のためこのような違反行為は絶えなかつたことであろう。

利家が征明役のとき肥前名護屋より年貢未進防止を命じた書状の中に、「未進をさせぬ代官は、自今以後のため、又は申付遣い事共違背の間、急与可成敗ゆ」とあるが（史料一、四五七頁）、まさにその言のごとく、文禄二年十一月、帰国早々諸代官、諸奉行の算用を吟味し、代官広瀬作内を引負の罪をもつて金沢にて処刑している（史料一、四七六頁）。広瀬代官不正の露頭は、「過分に引負有て、百姓共に非分申越及迷惑由の目安を御覧有て」とその次第が説明されている。

それでは、その非分の内容はいかなるものであつたか。それについては、慶長七年十二月三日に、利長が代官らに与えた掟書によつて具体的に知ることができる（史料一、八九頁）。

掟

- 一、台所入在々代官・蔵奉行、為自用人足牛馬等、当座之雇たりといふ共、一切召仕間敷事
- 一、相定役米之外、ぬか、わら、薪等にいたる迄、少も非分申かくる儀有間敷事

右の他、下代の非行・百姓の奉行召出・皆済以前の借米・借錢の催促などについて制禁を加えている。これは直領の場合であるが、給人知の場合にも同様な非分が行われたものであろう。そして、このような人馬の不当使役・物資の収奪は、当然扶持百姓との対立をかもし出した筈である。そして、こうした対立関係は改作法施行まで続き、十村の代官任用は、その領主的解決法であつたのである。しかし、結局こうした転換は根本的な解決策とはなり得ず、代官・給人らに代つて、十村や下代が一般農民の新しい対立物となつたにすぎなかつた。

(2) 郷村のうごき

次に、郷村の一般農民はどのようなうごきをみせていたのであろうか。ここでは百年にわたる加賀一向一揆の深い影響下にあり、一向門徒への対策が重大な課題であつた。

天正八年ごろには、温井隆景らも、鳳至郡の諸橋六郷の諸百姓・諸坊主衆の協力の承諾に対して、「各手前貢用之内三分一、五年可令用捨ゆ」という条件をもつて実現を期待しているが、十村の由緒書上の中にも、粟蔵村彦丞と大沢村内記のものには、鹿島郡笠師村の村民と豊田村の一向

宗坊主が越後勢と一味しているのを注進した旨を記している。対上杉戦のさなかのことであるが、一向宗門徒の中には、こうした油断のならぬ通敵分子もいたのである。慶長の頃になつてもまだ気が許せなかつたらしく、利常は関ヶ原役のときにも、大坂陣のときにも一向宗坊主を人質として金沢に詰めさせている。もちろん、その背後には多数の門徒大衆がひかえているわけであるから、その向背は充分監視の必要があつたといえる(史料二、二六二頁)。

羽咋郡大念寺村の忠左衛門乗安は、文禄元年に四ヶの年寄役として、同地方長百姓二七〇余人の惣領を仰せつけられたと伝えられる。後の十村に相当する地位を与えられたのであるが、その姓は竹内と称し先祖は畠山氏の旅屋守をつとめた家柄であつたのみではなく、代々一向宗の道場主であつた。その孫重太夫乗誓は、寛永十二年には四ヶの十村肝煎に任ぜられている。一向門徒の向背が監視を要するものであつてみれば、その道場主をもつて村役人に任ずることは、すこぶる當を得た政策といふべきであらう。

通敵行為程の積極的な行動ではなかつたとしても、新領主の要求に対しておいそれと応じなかつたという事例は多

々存在する。天正十年十一月、利家は奥能登の村々に自由に山に立入つて炭を焼くことを許し、その代りに役炭の上納を命じていたが(史料一、一八一頁)、十二月十五日になつてもさらに上納がないので業を煮やし、山田郷の百姓に向つて「夏以来申付はずみ何とて不入ゆや、殊ほそずみなどの事申付ゆに、一切無沙汰如何之仔細ゆや、早々可究済ゆ、猶於無沙汰者催促を可遣ゆ」と申付けている(史料一、一八一頁)。能登一円の太守でありながら、当時はまだ木炭の微収すら自由にならなかつたらしい。天正十四年には羽咋郡の百姓にして駒を隠すものがあり、利家は三輪藤兵衛ら四人の奉行に命じてその吟味をさせ、「若又かくさせ於置は、奉行共為越度ゆ也」と督促している(史料一、三四五頁)。また、文禄元年、豊臣秀吉より渡海用の軍艦建造を命ぜられたについて、その用材を奥能登に求めたとき、利長の督促状に、「定而かくし可申付間、成其心得、入念馳走たにゆ」と書いている(史料一、四五九頁)。百姓が所命の資材を隠すということは、すでに自明のことと認めているかのごとくであるが、農民の消極的な抵抗の効果ともいふべきであらう。

しかし何よりも年貢米の未進は藩にとつてもつとも重大事であつた。そして戦時にあつてはその要求はより切実であつたから、その督促はともすれば苛酷となり、往々にして農民を困窮におとしいれた。天正十九年、征明役をひかえて収納の円滑がもつとも期待されているとき、鳳至郡の村々では、未進催促のきびしさに耐えかねてしきりに農民が逃散したため、七尾城代前田安勝が、在々百姓中において、左のごとく申渡している（史料一、四二四頁）。

- 1 未進分は一切催促しない。
 - 2 要求あらば貸米してやるし、利足は用捨する。
 - 3 だから帰村して耕作に専念せよ。
 - 4 給人・代官・下代以下非分の族があれば直ちに注進せよ。
- 年貢未進・逃散という消極的な抵抗が成功した一例であるが、年貢完納と夫役徴収は扶持百姓の最大任務であり、それが一般農民との宿命的な対立関係を生ずるゆえんであつた。

(3) 村肝煎との関係

番頭・刀禰などという職名はあつても、肝煎という名称は当地の荘園史料では見当らない。しかし、村落自治の中核的存在として、村肝煎的な長百姓の存在したことは疑い

得ないところである。しかも、初期の領主側の史料に明確にあらわれないのは、村を一つの行政単位として画一的に掌握するのが後れたからではないかと思われるのである。

肝煎という文字の最初にあらわれるのは、次の史料である（史料一、一一〇頁）。

道下百姓等被逐電、所々に有之由ゆ、然者地下人長者肝煎早々可呼返ゆ、万一兎角申在所仕者、急度可申付者也

天正九 九月八日 利家

八ヶ内道下之内百姓中

鳳至郡道下村の百姓らが逃散したので、村の長百姓に命じて帰村還住を促しているのであるが、この「地下人長者肝煎」の「肝煎」は、動詞であるか、名詞であるかははっきりしてはいない。たとい名詞であると解釈したところで、後世のごとく村肝煎をそれとさしたものではなく、この翌年扶持をうけた三郎左衛門らを漠然と指命したものであろう。とすれば、三郎左衛門は十村の前身として明瞭な扶持百姓であつたから、村肝煎との取扱い上の差異は極めてあまいまなものであるが、これは村肝煎の有力なものに扶持を与え、近郷の宰領を兼務させたと解釈することによつて一応の理解はできると思われる。また、前記珠洲

郡西海郷の場合のように、十村級とならんで村々の肝煎級にも額は少いが扶持を与えており、扶持百姓が必ずしも郷や組の宰領に任じたとも思えない場合もある。

このような不均齊は、一つは地方史料の欠如からそれをたしかめ得ないということにもよるであろうが、何よりも当時の領主の切実な、性急な要求に基き、時と地域に応じた臨時的な処置として扶持百姓をつくり、その中の何ものに郷・組の支配を命じて行つたというところに原因がある。したがつて、その郷・組内の村々の肝煎への強制力も、後世のごとく峻酷なものではなかつたと思われる。

このような事情から、十村的な扶持百姓と肝煎的な長百姓との対立関係は史料の上ではあらわれて来ないのであるが、鳳至郡中井村三右衛門の由緒書上には、注意すべき記載がある。

当村年貢米去年々無沙汰如何之子細ニ哉、如前々肝煎ニ而納所可申付い、若違翻申盡有之者、可為曲事、并令扶持分、他のかまひ有間舖者也

天正二十月廿七日御印

中井

三右衛門所へ

右によれば、中井村では天正十一年以来年貢未進であつたこと、三右衛門がその収納の責任者であること、及び彼に与えられた扶持米二〇俵の收取が確認されているのである。しかるに、同書には同じ頃のものと思われるが、村民が三右衛門の扶持米を渡すことを拒否したところから悶着を生じたことを記している。三右衛門は早速前田安勝に訴え、安勝はまたその次第を利家に報告して指示を仰いでいるが、その往復文書によると、安勝が中井の「わきのとうりやうをも仕ゆ百姓」を七尾まで召喚したがそれに応じないといつているのに対し、利家は彼をからめ捕つて牢へ入れておけ、帰国してから糺明すると返信している。年貢を未進するという村全体の窮乏の中にあつて、その総意を代表して、特権百姓の扶持米引渡しを拒み、城代の召喚にも応ぜぬ「わきのとうりやうをも仕ゆ百姓」とは何ものであるろうか。史料を欠くので、その実態も結末も明らかにはし難いのであるが、おそらく十村的なものに対する村肝煎的なものであろう。もしもこの推定が許されるとするならば、後世の百姓一揆において村肝煎が多くの場合その指導者として先頭に立つたのに対し、十村は通例その襲撃的とな

つたという、宿命的な両者の対立関係を示す、もつとも古い史料としてすこぶる有意義な事例であると考えられるのである。

- ① 扶持百姓に賦課された任務については、本稿では一節を設けて概観する予定であったが、紙数制限のため割愛した。そこでもいまここにその重要項目のみをかかげてそれに代えておく。
 - (1) 租税及び応急物資の収取・調達。
 - (2) 領主の軍事行動への奉仕、あるいは子弟の武家奉公。
 - (3) 逃散百姓の帰村還住の催促。
 - (4) 荒地の回復、開墾の奨励。
 - (5) 夫役の徴収。
 - (6) 歳米の管理と、その搬出。
- なお、これらの大部分については、中村吉治氏が『近世初期農政史研究』において、加賀藩の事例をさかんにとりあげ、考察を加えておられる。
- ② 中村吉治氏「初期加賀藩の田租に就いて」(『中世社会の研究』四〇一頁)。
 - ③ 「能登国文書」(金沢市立図書館所蔵)。
 - ④ 「加能古文書」六九四頁。
 - ⑤ 美濃晃順氏「加賀藩初期の対真宗政策」(『能州史叢』一の一)。
 - ⑥ 小田吉之丈氏「口郡十村土筆」一一〇頁以下。
- なお、加賀地区では、一向一揆の侍大将の子孫と自称する十村はさすがに多く、石川郡御供田村の土屋家は土屋大学、同佐良村の九兵衛は鈴木出羽の家老、河北郡森下村の亀田家は亀田

小三郎の流れと称する。

五 十村の制度化と扶持百姓の整理

加賀藩十村制度の創始は、慶長九年ということに諸説が一致しているが(史料一、八九六頁)、それ程の重要事項が不思議にも法令として見当たらないのみか、十村由緒書上類にはそれをうたつていても、任命の印物も発見されていないため、いくたの疑問が残るのである。

諸説のうち、「御定書」によれば、

十村と申し儀は、慶長九年能州奥郡へ本保与次右衛門罷下い
 処、跡々より其所に大百姓共御用相勤いへ共、向後は十村と
 名を改、百姓共に支配可申付之旨にて相極申し

とあり、「河合録」にはこれを「旧記」として採用しているようであるが、その他の書には、十村という名目が慶長九年以前にはなかつたといひ、あるいはあつたといひ、諸説区々である。しかし、十村肝煎・村肝煎とはつきりしたかたちであられるのは管見では寛永以後であるが、慶長十三年には、職名は十村組頭肝煎・十村組之肝煎など一定しないが、十村組という名称とその機能は、法令の上に明快にあらわれているのである(史料二、三六頁)。

郷・庄・組と区画の名称が区々であつたのは、前にもの

べたように、中世の荘園の区画をそのまま踏用したためであり、そのおのおのの統轄の仕方、地域による差異をそのまま認めていたことと思う。それを慶長九年という年に、一挙に画一的な十村制度に切替えたとまではいえないにしても、この頃に何らかのかたちで、地方行政組織の改革を行つたのではないかという理由は考えられるのである。それで、まず当時の一般情勢からみて行こう。

慶長五年の関ヶ原合戦で天下の帰趨は定まり、東軍にくみした前田家もまずまず安泰との見通しもついた。そこで戦後の領内統治のために利長が次々と行つた施策をあげると、まず同六年五月に一九カ条の治安法令を下布し(史料一、八三九頁)、翌七年三月にはさらに逃散百姓に関する九カ条を追加した(史料一、八五一頁)。そして、翌八年十二月に代官らの非分に関する戒告を行つているのは、郷村の治安や逃散防止にその必要を認めたからであろう(史料一、八七〇頁)。

ところで、注目を要するのは、慶長八年六月より棟役銀の取立を創始したことで(史料一、八七九頁)、「真館氏覚書」

によると、

一、慶長八年六月より、百姓一軒に役銀三匁充相立、則御奉行宮本覚兵衛・石川茂平・宮崎太左衛門判印の紙面、村切に相渡す、尤百姓何拾何軒書記い故、其外は下百姓之趣に而、役銀相立不申い。

さらに、「能登文書」にはその一例をあげている。

能州鹿島郡之内 家付之切手の事、

合二拾一間者 役之家也、

右之家上中下、内輪として相定可致御役義者也、仍如件、

代官らの非分の第一は百姓の不当使役であつたが、それは代官らへの取締りの強化で防ぎ得ても、藩の夫役徴収は止めることができない。そして、それが百姓の逃散や他国流出の原因であつたと観ぜられたところから、それを軽減するために棟役銀の登場となつたのであろう。下百姓をその対象外として除外している点からして、百姓身分がここに法定され、「役之家」と規定されることとなる。^①

これが加賀藩における役屋の設定である。ところで、棟役銀の制定と十村の制度化との関係を理解するためには、小物成銀の場合を考える必要がある。小物成の制度化は元和二年であるが、その初見は天正十年のカキトリ役(船税)

で、鹿島郡よゑ目村（能登島）の豪農太間が、畠山氏以来の由緒をもつて徴収を許されている。そして、その太間は慶長九年以降十村をつとめた家柄であつたという。爾後熊皮・綿などの現物上納から、駒銭・山役・河役と年を追つて史料があらわれるが（史考、四四六頁）、侍代官などではとかく村方の負担が大きく、その上引負など不正の生じやすいのを考慮してか、たとえば駒銭の場合、「上使にて出しゆへは村の可為造作ゆ条」「地下のきもいりとして百姓共」の任務とする（史料一、三七八頁）という方針が立てられた。

元和二年の福野村の「苦竹運上極」に十村組を徴収の単位とし、十村をその主附としているのは、その具体化で、後世改作法成就のあかつきにおいて、小物成銀は「十村見圖之上ニ而指引於有之者其通可出者也」^④と規定されたが、その前例は、早くからあらわれていたとみることができ、小物成銀より広汎で、役屋の設定というような重要な意義を有する棟役銀の制定が、いわゆる十村草創の直接の動機となつたと考えることに無理はないと考える。

御扶持人十村の名義は、承応二年にはじまるのであるが、実質的にはそれまでもさらに多くの扶持百姓が十村肝煎

ないし村肝煎として存在したのである。そして、十村肝煎の制度化は、当然これら扶持百姓の整理を必要としたのであるが、その機会を与えたのが元和二年ないし同六年の領内総検地であつた。

慶長・元和の役は、前田家の位置をいよいよ不動のものとした。十村を制度化した利長はすでに死し、三代利常の時代となつてゐる。幕藩ともに共通の課題であつた戦後経営・諸制度整備の時節を迎え、前代の遺制を改廃・充実するには、もつとも適任者であつたといえるであろう。

戦時中は、膨張した戦費・資材の調達や夫役の強要のため、郷村の動向もとかくおだやかならず、藩は例によつて代官らの非分を戒しめるとともに、前述のごとく一向坊主を人質としたように、在々所々より長百姓を人質として金沢に詰めさせ、二人扶持を与えるというような非常手段まで用いている（史料二、二六五頁）。大坂落城後は戦後の処置として民生の安定・財政の整備を目的とするあらゆる措置をいち早くとつて行つたが、とくに目立つものをあげる

と、元和元年十一月に代官・奉行・下代らの収納時の心得、収納蔵の管理・大津登米の処置などについての諸法規を定

め（史料二、三五九頁）、同年十二月には百姓の田畠売買・人身売買・他国出稼などについての禁令を発している（史料二、三六二頁）。そして、その翌二年には、領内総検地に着手したのである。

元和検地についてはその条令もあり（史料二、三七六頁）、各村にはその結果として村毎に石高を記して与えた打渡状が残されているから、相当広範囲に実施されたものらしい。ことに奥能登の西海郷のごとく、海崖に村落が散在するような地域では、一郷一括して取扱つていた天正期の検地に比して、一村毎に実施して行つたことは、大きな進歩であると思われるのであるが、^④検地帳は一冊も残つていないので、その内容について検討することではないのは遺憾である。ただ、ここでの課題たる扶持及び扶持百姓の整理に関しては、元和検地が好機となつたことには徴証がある。

まず一例をあげよう。相神村弥六の書上の一節に次のとき記述がある。

一、元和貳年御検地之時分、横山山城殿御吟味被成、能州御扶持人ニはつれ申御扶持高之由ニ而、武拾俵高被召上、三拾俵高慶安三年迄被為下来い得共、是以後、御印は頂戴不

仕、三代目弥六も御扶持被下い、

弥六の扶持を与えられた事情と、その減額については、前にのべたが（注三の④）、元和までに、すでに五〇俵となつていたので、さらに二〇俵減らされたのである。

いま一例西海郷の場合をあげよう。

大納言様被下い御扶持方之事

一、拾石 大谷村 頼兼

寿福院様之御知行ニ而御座い故、寛永七年迄被下い、同八年御公領ニ罷成、七石五斗被下い、則御印御座い、

一、拾石 仁江村 友貞

但元和元年迄裁下い得共、同二年々寛永五年迄七石五斗ニ罷成、同六年多門治郎右衛門殿御取上被成、今程少茂不被下い、則御印御座い、

一、五石 真浦村 孫右衛門

（下略）

以下長橋村末光・馬繰村常俊がこれと同文で名を連ねている。右のうち、大谷村頼兼は利常の生母寿福院の知行所であつた因縁で寛永七年まではそのまま、翌年収公されてもともかくも七石五斗の御扶持人十村として残されたが、友貞は寛永七年には扶持も十村役も没収され、正保四年に

は清水・片岩両村を分出した残りの仁江村の肝煎として名を出しているのである^①。

ところで、このように扶持の没収、あるいは減額をうけたものでも、十村肝煎をつとめるものがあり、その重い役柄から扶持とは別箇に役料支給の方途を講ずる必要が生じた。それが歛米の制である。すなわち、元和二年十二月、

「加州四郡在々所々与頭之肝煎扶持」として、その組中から歛一丁に米二升ずつを徴収する制度がはじめられたのであつた（史料二、三九三頁）。加州とあるが、能登・越中でも、同時に実施されたものであろう。この「歛一丁」とは、一五歳より六〇歳までの男子をさしたのであるが、やたらに濫発した利家以来の扶持を減額・没収するとともに、その分を農民に肩代りさせるといふ巧妙な改革であつたのである。

さらに、「河合録」にあげられる諸説のうち、左の一項をこの際注目せねばならない。

一、歛役米、分役は一家内取立不申、村肝煎は身当り不取立、家内之分取立は事（史料二、三九六頁）

すなわち、新田裁許・山廻役など分役のものは家内全員、

村肝煎は本人のみ免除されるというのである。これが、村肝煎の特権を示す最初の史料であるが、歛米制定に附帶して村肝煎の特権が設定されたということは、十村・村肝煎の分化についての領主的措置として大きな意味があると思われる。

① これは、もちろん夫役の廃止を意味するものではない。棟役銀はその一部を銀納化したもので、夫役は慶長十五年に至つて銀納化された。それが夫銀である（史料二、七四頁）。棟役銀の終末は明らかではないが、寛永頃郡打銀となつたのではないかと思われる。長家領鹿島半郡では、寛永五年に其を徴収したらしく、そのための人別帳が残っている（注二の④）。ついでながら、安良城盛昭氏は、「太閤検地の基調と役屋設定の本質」（『歴史学研究』二二三号）において、「役屋」数の固定は「役屋」の固定ではないという見解の根拠として、元禄八年の家高に関する十村の上申を引用しておられるが、加賀藩の役屋設定の起源をみれば、それは自明の理であると思われる。

② 若林「雄谷家とその所蔵文書」（『石川泉羽咋郡旧福野湯周辺総合調査報告書』所載）。

③ 改作法成就の後、村々へ草高・免・口米・夫銀・小物成等を記載した藩主の印物を下附し、それを村御印と称したが、それには必ずこの文言を記入している。

④ 和島俊二氏「近世村落の成立——能登西海郷の場合」（『北陸史学』第四号）。

むすび

藩政初期において、村肝煎の実態を史料の上で把握することの困難なことは、すでに前にのべた通りである。それは史料そのものの欠如にもよるが、一つには領主の地方支配の仕方にも問題があつた。ただ一応の見通しとしては、慶長九年の十村肝煎の制度化は当然村肝煎の制度化をとまない、元和の一村切の検地では、扶持百姓の整理とともに村肝煎の画一的設置が促され、十村役料として歛米の制を採用するにあつては、村肝煎は「身当り不取立」という処置をもつて、その特権を附与されることとなつたという筋道を立てることができると思われる。

さらにいふなれば村の発展の問題がある。太閤検地を契機とする小農民自立の推進は、もともとそうした農民自体の発展を、新政権が上からとらえたと理解されるのであるが、本稿において、天正二十年の能登部上村の水帳でもその傾向のあらわれていることは指摘した通りである。史料の関係で、その具体的な検証は困難であるが、たとえば珠洲若山の山村南山村でも、寛永八年に豪農南山の失脚、地

の者の解放、同九年には白滝・湖卷両村の分立という大変動を生じている^①。隣接地域にある時国家が、隸農主経営を維持拡大して行つたという例もあるので、南山家の場合は特殊な事例であるかも知れないが、先進地域では豪農の分解・隸農層の本百姓化・新村の設立は、さらに早く、もつと普及していた筈である。たとえば、口能登の鹿島郡池崎村では、承応三年百姓数一七人で、三三石八斗余を全く平等に所持しているが、古くは兵衛様・垣内様^{かくち}の二軒の草分百姓が多数の地の者を隸属せしめて豪農経営を行つていたが、一向一揆の余波をうけて没落したところ、前田氏が入国した際、その後へ他所から入村せしめた百姓の子孫が、この一七人であると伝えられている^②。この草分両家の旧隸農のうごきは、史料を欠くために追究することはできないが、このような入百姓自体が、草分両家のごとき豪農ではなく、均等の中農層であつたということも、少くとも小農民自立への方向を示していたと思われる。

また、天正以来熱心に奨励した新田の開発も、村の新しいうごきをもたらすものであつた。小農民自立の機会もこれによつて可能性を増加したであらうし、新村の設立もこ

れによつて促され、小百姓の分出は活発化した筈である。役屋の設定や歛役米の制定は、こうした新しい農民のうごき、村の発展を前提として成立したものであつた。

かくして、漠然と郷・組の掌握を目ざし、その地域の豪農（十村的な）を扶持百姓としてとらえる段階から、画一的に村を地方行政の最小単位とし、その支配者として村肝煎をしつかりと掌握する段階への政策の転換が、十村の制度化から元和検地にかけて行われたと理解される。それを十村肝煎と村肝煎の分化と筆者はみるのである。

寛永期を前提期間とする改作法の施行は、この政策の最後の段階であると考えられるのであるが、それについては稿を新たにして論じたいと思う。

- ① 和島俊二氏「能登若山荘の土蒙南山氏」(『北陸史学』創刊号)
- ② 小田吉之丈氏生前の談話による。なお、有賀喜左衛門氏の『日本家族制度と小作制度』における池崎村の記述は、小田氏の談話によられたものであろう(六一頁以下)。

執筆者紹介

河地重造 大阪市立大学助教授
 若林喜三郎 金沢大学助教授
 新田一郎 京都大学大学院学生
 西川嘉男 京都大学学生
 池田源太 奈良学芸大学教授
 直木孝次郎 大阪市立大学助教授
 勝藤猛 京都大学助手
 浅香正 同志社大学助教授

史学研究会十月例会予告

日時 十月三日(土曜日)午後一時より
 場所 京都大学文学部 第一教室
 講師 演題
 社会運動としてみた米騒動(大正七年)
 アメリカ革命と農民運動 渡部 徹
 米聴 歡迎 今津 晃

The Problems of 'Shih' (士) in the Pre-ch'in Period

by

Júzô Kawachi

There was the fundamental social order which consisted of two ranks, *Shih* (士) and *Shu* (庶) in the pre-modern China. *Shih* means nobles, or mandarins or 'the book-readers class', a social rank by which they were opposite to the common people of the governed as the governing class. Back to the *Han* (漢) dynasty, however, the officials should be *Shih*, and all common people were given *chüeh* (爵) in certain grades which might mean the rank of *Shih*. This apparently curious social order would be understood by tracing the genealogy of *Shih*'s idea. In the old period of city-states, *Shih* seems to have been members of the clan which were members of *I* (邑) (city-states), rulers of the subject clan or *Min* (民), and had the right to be warriors. In the process through which *Min* (民) grew up to the independent peasantry and the ruling system of *I* (邑) was collapsing, the centralized territorial state grasped and re-organized as new state-members the whole peasantry as well as the official class. The word which meant the idea of rank *Shih* was differentiated and established into the new substances, and was transformed into various meanings free from the idea of rank. Then, to try to trace the differentiation of *Shih*'s idea may be a clue for judging a unique character and historical stand of the *Han* (漢) Empire.

The Formation of the *Tomura, Mura-*

kimoiri (十村・村肝煎) System in the

Kaga (加賀) Clan

by

Kisaburô Wakabayashi

We understand the agricultural policy in the *Kaga* (加賀) clan as established by executing the revised law (改作法) in the *Keian-Meireki* (慶安~明曆) period, and hereafter as its complete organization, development, and revision. Then, the *Tomura, Mura-Kimoiri* (十村・村肝煎) system the characteristic of which was as a form of governing the

villages also might be completed as a premise of executing the revised law. This system was established in the following three periods, (1) *Tensho* 9~*Keicho* 9 (天正9—慶長9), (from the period of governing *Go*(郷) or *Kumi*(組) by grasping *Fuchi-Hyakushō*(扶持百姓) to the establishment of *Tomurakimoiri*(十村肝煎) and *Tomurakumi*(十村組), (2) *Keicho* 9~*Genna* 6, (慶長9~元和6), the arrangement of the early *Fuchihyakusho* and differentiation of *Tomura*(十村) and *Murakimoiri*(村肝煎), (3) *Kan'ei*~*Keian-Meireki*(寛永~慶安・明曆), (the preparing period for the revised law, and the complete organization and strengthening of *Tomura*(十村) system). In this article about thirty five years are to be discussed from *Toshiie Maeda's*(前田利家) entering into *Noto*(能登) to *Genna-Embu*(元和~偃武), the first and second period in the above-mentioned division. In the warring period from *Toshinaga*(利長) the Second to *Toshitsune*(利常) the Third the question is in the way how the subject people take serious, actual, and sometimes urgent require of the lord. Therefore we will study the duty of the chief villagefarmers who were given ration, and the relation of *Kyunin*(給人) or *Daikan*(代官) who were made for doing its duty against general peasantry; so, the process of integrating into the *Tomura, Murakimoiri*(十村・村肝煎) system the small farmers who were going to be independent, on the basis of the developing reality in the villages.

The Constructin of Constantinopolis and its Importance

by

Ichirō Nitta

The construction of a new capital by Constantinus, along with the authorization of Christianity by him, must be marked as the most important event that changed the later Roman Empire and the European world.

There is no established theory, however, about the reason why the construction of the new capital was to be planned; one is on the stand of studying it under the military, geographical, and political circumstances, the other insisted the necessity of studying the religious aspect, grasping its construction in the serious relation of the city of Rome.